

○香芝市建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程

平成18年3月27日

訓令甲第1号

改正 平成22年3月5日訓令甲第7号

平成26年2月10日訓令甲第1号

令和元年10月4日訓令甲第1号

令和3年8月14日訓令甲第3号

令和4年3月25日訓令甲第4号

令和4年4月1日訓令甲第7号

各部課

各出先機関

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、香芝市が発注する次に掲げる工事の請負又は業務の委託の契約に係る競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 測量業務
- (3) 建設コンサルタント業務
- (4) 建築設計業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償コンサルタント業務
- (7) その他建設工事に関連する調査業務

(入札参加資格等)

第2条 入札に参加を希望する者は、市長の入札参加資格審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者
- (2) 第9条第1項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

- (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
  - (4) 申請書を提出するときに消費税及び地方消費税を完納していない者
  - (5) 申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者
- 2 前条第1号から第6号までの業に係る前項第3号に規定する許可、認可等については、前条第1号にあっては建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による建設業の許可、同条第2号にあっては測量法(昭和24年法律第188号)の規定による登録、同条第3号にあっては建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)の規定による登録、同条第4号にあっては建築士法(昭和25年法律第202号)の規定による登録、同条第5号にあっては地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)の規定による登録、同条第6号にあっては補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の規定による登録とする。
- 3 第1項の資格審査は、市内及び市内以外の2区分により行うものとする。
- 4 前項に規定する市内の区分における前条第1号に規定する建設工事に係る競争入札の参加資格は、建設業法の規定による建設業の許可(主たる営業所の所在地が香芝市内であるものに限る。)を受け、当該主たる営業所に屋号その他業を営んでいること等が明示されていること及び次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 個人で業を営む者にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び納付義務の生じた国民健康保険料を完納していること並びに別に定める競争入札参加資格審査申請要領(以下「申請要領」という。)により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市の住民基本台帳に記録されている者であること。
  - (2) 法人にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び当該法人の代表者個人が香芝市又は香芝市以外に納税義務の生じた市税等を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市内に主たる営業所があること。
- 5 第3項に規定する市内の区分における前条第2号に規定する業務に係る競争入札の参加資格は、測量法の規定による登録(主たる営業所の所在地が香芝市内であるものに限る。)を受け、当該主たる営業所に屋号その他業を営んでいること等が明示されていること及び次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 個人で業を営む者にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び納付義務の生じた国民健康保険料を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市の住民基本台帳に記録されている者であ

ること。

(2) 法人にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び当該法人の代表者個人が香芝市又は香芝市以外に納税義務の生じた市税等を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市内に主たる営業所があること。

6 第3項に規定する市内の区分における前条第3号に規定する業務に係る競争入札の参加資格は、建設コンサルタント登録規程の規定による登録(主たる営業所の所在地が香芝市内であるものに限る。)を受け、当該主たる営業所に屋号その他業を営んでいること等が明示されていること及び次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 個人で業を営む者にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び納付義務の生じた国民健康保険料を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 法人にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び当該法人の代表者個人が香芝市又は香芝市以外に納税義務の生じた市税等を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市内に主たる営業所があること。

7 第3項に規定する市内の区分における前条第4号に規定する業務に係る競争入札の参加資格は、建築士法の規定による登録(主たる営業所の所在地が香芝市内であるものに限る。)を受け、当該主たる営業所に屋号その他業を営んでいること等が明示されていること及び次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 個人で業を営む者にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び納付義務の生じた国民健康保険料を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 法人にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び当該法人の代表者個人が香芝市又は香芝市以外に納税義務の生じた市税等を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市内に主たる営業所があること。

8 第3項に規定する市内の区分における前条第5号に規定する業務に係る競争入札の参加資格は、地質調査業者登録規程の規定による登録(主たる営業所の所在地が香芝市内であ

るものに限る。)を受け、当該主たる営業所に屋号その他業を営んでいること等が明示されていること及び次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 個人で業を営む者にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び納付義務の生じた国民健康保険料を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 法人にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び当該法人の代表者個人が香芝市又は香芝市以外に納税義務の生じた市税等を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市内に主たる営業所があること。

9 第3項に規定する市内の区分における前条第6号に規定する業務に係る競争入札の参加資格は、補償コンサルタント登録規程の規定による登録(主たる営業所の所在地が香芝市内であるものに限る。)を受け、当該主たる営業所に屋号その他業を営んでいること等が明示されていること及び次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 個人で業を営む者にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び納付義務の生じた国民健康保険料を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 法人にあつては、香芝市に納税義務の生じた市税及び当該法人の代表者個人が香芝市又は香芝市以外に納税義務の生じた市税等を完納していること並びに申請要領により入札参加資格の申請を行う年の前年の1月1日以降から引き続き香芝市内に主たる営業所があること。

10 第3項に規定する市内の区分における前条第7号に規定する業務に係る競争入札の参加資格は、第5項から前項までの規定を勘案し、市長が別に定める。

(平22訓令甲7・令元訓令甲1・一部改正)

(一般競争入札に係る参加資格の特則)

第3条 一般競争入札に係る参加資格として、当該入札公告等をする都度、前条に規定する事項以外に資格を定めることができる。

2 前項の規定により定める入札参加資格については、その都度行う入札公告において定めるところによる。

(令4訓令甲4・一部改正)

(競争入札に係る参加資格の特則)

第4条 第1条第1号に規定する建設工事のうち、土木一式工事及び建築一式工事の種類に係る競争入札の参加資格(市内の区分に係るものに限る。)については、第2条に規定する要件以外に次の表の格付区分により、それぞれ当該区分ごとに定める要件をすべて備えていなければならないこととする。

	格付区分	要件
土木一式工事	Aランク	<p>(1) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知書(以下「経営審査結果通知書」という。)に記載された総合評点が800点以上であること。</p> <p>(2) 技術職員数が7名以上かつ、そのうち1級に属する者(1級と同等と国土交通大臣が認める者及び国家資格者又は国土交通大臣が認定した技術者で継続的な雇用を確認できる者を含む。)が3名以上いること。</p> <p>(3) 資本金4,000万円以上かつ、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(4) 申請要領に定める入札参加資格の有効期間の前2箇年において、A又はBの格付(当該有効期間の前2箇年におけるこの表に定める要件に相当する格付をいう。)を受けていたこと。</p>
	Bランク	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された総合評点が750点以上であること。</p> <p>(2) 技術職員数が3名以上かつ、そのうち1級に属する者(1級と同等と国土交通大臣が認める者及び国家資格者又は国土交通大臣が認定した技術者で継続的な雇用を確認できる者を含む。)が1名以上いること。</p> <p>(3) 資本金2,000万円以上かつ、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(4) 申請要領に定める入札参加資格の有効期間の前2箇年において、A、B又はCの格付(当該有効期間の前2箇年におけるこの表に定める要件に相当する格付をいう。)を受けていたこと。</p>
	Cランク	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された総合評点が650点以上であること。</p> <p>(2) 技術職員数が2名以上かつ、1級又は2級に属する者(国家資格者又は国土交通大臣が認定した技術者で継続的な雇用を確認できる者を含</p>

		<p>む。)が1名以上いること。</p> <p>(3) 申請要領に定める入札参加資格の有効期間の前2箇年において、B、C又はDの格付(当該有効期間の前2箇年におけるこの表に定める要件に相当する格付をいう。)を受けていたこと。</p>
	Dランク	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された総合評点が550点以上であること。</p> <p>(2) 技術職員数が2名以上いること。</p> <p>(3) 申請要領に定める入札参加資格の有効期間の前2箇年において、C、D又はEの格付(当該有効期間の前2箇年におけるこの表に定める要件に相当する格付をいう。)を受けていたこと。</p>
	Eランク	A、B、C又はDのいずれの格付区分の要件をも満たさないもの
建築一式工事	Aランク	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された総合評点が800点以上であること。</p> <p>(2) 技術職員数が7名以上かつ、1級に属する者(1級と同等と国土交通大臣が認める者及び国家資格者又は国土交通大臣が認定した技術者で継続的な雇用を確認できる者を含む。)が3名以上いること。</p> <p>(3) 資本金4,000万円以上かつ、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(4) 申請要領に定める入札参加資格の有効期間の前2箇年において、A又はBの格付(当該有効期間の前2箇年におけるこの表に定める要件に相当する格付をいう。)を受けていたこと。</p>
	Bランク	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された総合評点が750点以上であること。</p> <p>(2) 技術職員数が3名以上かつ、1級に属する者(1級と同等と国土交通大臣が認める者及び国家資格者又は国土交通大臣が認定した技術者で継続的な雇用を確認できる者を含む。)が1名以上いること。</p> <p>(3) 資本金2,000万円以上かつ、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(4) 申請要領に定める入札参加資格の有効期間の前2箇年において、A、B又はCの格付(当該有効期間の前2箇年におけるこの表に定める要件に相当する格付をいう。)を受けていたこと。</p>

Cランク	(1) 経営審査結果通知書に記載された総合評点が650点以上であること。 (2) 技術職員数が2名以上かつ、1級又は2級に属する者(国家資格者又は国土交通大臣が認定した技術者で継続的な雇用を確認できる者を含む。)が1名以上いること。 (3) 申請要領に定める入札参加資格の有効期間の前2箇年において、B、C又はDの格付(当該有効期間の前2箇年におけるこの表に定める要件に相当する格付をいう。)を受けていたこと。
Dランク	(1) 経営審査結果通知書に記載された総合評点が550点以上であること。 (2) 技術職員数が2名以上いること。 (3) 申請要領に定める入札参加資格の有効期間の前2箇年において、C、D又はEの格付(当該有効期間の前2箇年におけるこの表に定める要件に相当する格付をいう。)を受けていたこと。
Eランク	A、B、C又はDのいずれの格付区分の要件をも満たさないもの

- 2 前項の規定にかかわらず、次項の規定により専門業者として特別の資格を受けた場合は、第1条第1号に規定する建設工事のうち、土木一式工事及び建築一式工事の種類に係る競争入札の参加資格(市内の区分に係るものに限る。)については、得られないものとする。
- 3 第1条第1号に規定する建設工事の競争入札の参加資格(市内の区分に係るものに限る。)において、申請者が専門業種(香芝市が発注する舗装、しゅんせつ若しくは造園又は香芝市水道事業が発注する管の業種)のうちからいずれか1の業種に係る競争入札の参加を特に希望する場合は、専門業種として特別の資格を設けることができる。
- 4 前項に規定する専門業種のうち、香芝市が発注する舗装の業種に係る競争入札の参加資格(市内の区分に係るものに限る。)については、次の表の格付区分により、それぞれ当該区分ごとに定める要件をすべて備えていなければならないこととする。

格付区分	要件
Aランク	(1) 経営審査結果通知書に記載された舗装の業種に係る総合評点が800点以上であること。 (2) 技術職員数が3名以上かつ、そのうち1級に属する者(1級と同等と国土交通大臣が認める者及び国家資格者又は国土交通大臣が認定した技術者で継続的な雇用を確認できる者を含む。)が1名以上いること。

	<p>(3) 資本金2,000万円以上かつ、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(4) 申請要領に定める入札参加資格の有効期間の前2箇年において、A又はBの格付(当該有効期間の前2箇年におけるこの表に定める要件に相当する格付をいう。)を受けていたこと。</p>
Bランク	<p>(1) 経営審査結果通知書に記載された舗装の業種に係る総合評点が700点以上であること。</p> <p>(2) 技術職員数が2名以上いること。</p> <p>(3) 申請要領に定める入札参加資格の有効期間の前2箇年において、A、B又はCの格付(当該有効期間の前2箇年におけるこの表に定める要件に相当する格付をいう。)を受けていたこと。</p>
Cランク	A又はBのいずれの格付区分の要件をも満たさないもの

5 第1項及び前項に規定するそれぞれの格付区分に対する設計金額(消費税及び地方消費税を含む。)の基準は、市長が別に定める。

(平22訓令甲7・平26訓令甲1・令3訓令甲3・令4訓令甲4・令4訓令甲7・一部改正)  
(申請手続等)

第5条 第2条の資格審査を受けようとする者は、第1条各号に掲げる業種区分ごとに、申請要領により、申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請書は、申請要領の定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長は必要があると認める場合は、提出期限経過後においても、申請書を受理することができる。

(資格者名簿)

第6条 市長は、入札参加資格を有する者(以下「入札参加資格者」という。)を決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録するものとする。

2 市長は、第1条第1号に規定する建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事の種類に係る競争入札の入札参加資格者(市内の区分に係るものに限る。)の格付区分を決定したときは、当該資格者名簿に登録するものとする。

(平26訓令甲1・令4訓令甲4・一部改正)

(入札参加資格の有効期間)

第7条 入札参加資格の有効期間は、申請要領において定める期間とする。

(変更届)

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項に変更があったとき又は長期にわたり休業する

こととなったとき若しくは廃業することとなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称及び所在地
- (2) 代表者氏名
- (3) 代理人
- (4) その他営業内容についての重要な内容

(令4訓令甲4・一部改正)

(入札参加資格の取消し等)

第9条 市長は、入札参加資格者が地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、入札参加資格を取り消すことができる。

- 2 市長は、入札参加資格者が第2条から第4条までに規定する資格を備えていないと認める場合は、入札参加資格を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の規定により入札参加資格者の入札参加資格を取り消したときは、直ちに当該入札参加資格者に通知するものとする。
- 4 市長は、入札参加資格者が第2条第4項から第10項まで又は第4条に規定する資格を備えていないと認める場合であつて、かつ、当該入札参加資格者が市内以外の区分等の資格をなお備えていると認めるときは、その範囲内において入札参加資格を認めることができる。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令甲第7号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年訓令甲第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年訓令甲第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年訓令甲第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年訓令甲第4号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年訓令甲第7号)

この訓令は、令和4年4月2日から施行する。